

山口県報

平成20年
3月18日
(火曜日)



政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月十八日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第二十四号

政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

政務調査費の交付に関する条例（平成十三年山口県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中、「（一件当たりの金額が五万円以上のものに限る。）」を削る。

第十一条第三項中、「三十日」を「六十日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の政務調査費の交付に関する条例第七条及び第十一条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付される政務調査費について適用し、施行日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

山口県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

目 次

条例
政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
山口県議会委員会条例の一部を改正する条例

平成二十年三月十八日

山口県条例第二十五号

山口県議会委員会条例の一部を改正する条例

山口県議会委員会条例（昭和三十一年山口県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条総務企画委員会に関する部分中、「及び地域振興部」を、「地域振興部及び国体・障害者スポーツ大会局」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

山口県知事 二 井 関 成

平成二十年三月十八日印刷
平成二十年三月十八日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金三千七百円（送料共）